

いちほら市民活動団体登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市原市に関わる市民活動団体等の情報を市に登録することにより、市民活動団体の活性化及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的として、市民活動団体の登録を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 地域の様々な課題解決や地域コミュニティ活動等を推進するための自主的・自発的な活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教上の教義を広め、儀式行為を行うとともに、信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進・支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職という。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者、又は政党を推薦・支持し、又はこれらの反対することを目的とする活動

(2) 市民活動団体 市民活動を行う団体（法人を含む。）をいう。

(登録の要件)

第3条 市民活動団体として登録することのできる団体は、次の各号の全てに該当しなくてはならない。

(1) 市原市内に事務所、又は活動場所があること。

(2) 2人以上の構成員を有すること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体でないこと。

(4) 団体の構成員に、暴力団員が含まれていないこと。

(登録の届出)

第4条 登録しようとする団体は、いちほら市民活動団体登録届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 登録する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 団体名

(2) 団体の所在地

- (3) 代表者の氏名
- (4) 団体の連絡先
- (5) 設立年月日
- (6) 団体の目的
- (7) 活動分野
- (8) 活動内容
- (9) 今後、活動を予定していること
- (10) 活動地区
- (11) 活動日
- (12) 会員数
- (13) 会員募集
- (14) 会費等の有無
- (15) 入会金の有無
- (16) 規約等の有無
- (17) 団体 P R
- (18) 団体ウェブサイト
- (19) その他市長が必要と認める事項

(団体の登録)

第 5 条 市長は、前条に規定する届出があったときは、内容を確認し、登録手続を行うものとする。

2 市長は、登録した団体（以下「登録団体」という。）の情報を、本市が管理するウェブサイトで公開するものとする。ただし、登録団体が公開を希望しない情報については、非公開とすることができる。

(登録の変更)

第 6 条 登録団体は、登録事項に変更があった場合、いちほら市民活動団体登録事項変更届（様式第 2 号）により、その登録内容の変更を速やかに市長へ届け出なければならない。

(登録の期間)

第 7 条 登録の期間は、第 5 条に規定する市長が登録を決定した日から、第 8 条に規定する市長が登録を抹消した日までとする。

(登録の抹消)

第 8 条 登録の抹消を希望する団体は、いちほら市民活動団体登録事項抹消届（様式第 3 号。以下「抹消届」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第 3 条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前項による抹消届が提出されたとき。
- (3) 登録情報に虚偽の事項があったとき。

- (4) 登録団体の活動として、著しく逸脱した行為を行ったとき。
- (5) 登録団体として、信用を失う行為があったとき。
- (6) 登録団体が解散したとき。
- (7) その他、市長が登録団体として不相当であると判断したとき。

(登録団体への支援等)

第9条 市長は、登録団体の市民活動を促進するため、次の各号に掲げる支援を行うものとする。ただし、これにより登録団体の活動に支障をきたす場合は、この限りではない。

- (1) 本市が管理するウェブサイトにおいて、登録団体の紹介、活動報告及びイベント開催等に関する情報を公開すること。
- (2) 市民、市民活動団体、公的機関及び民間企業等からの市民活動に関する問い合わせに対し、登録団体の情報を提供すること。
- (3) 市民活動団体相互の連携に関する情報を提供すること。
- (4) その他、市民活動の支援に必要があると認められること。

(情報の提供)

第10条 登録団体は、前条第1号のウェブサイトへの公開後、原則として年度ごとに1回以上、当該ウェブサイトにて情報の提供を行うものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年9月10日から施行する。